

## 告示第 38 号

### 宇検村ふるさと納税推進事業実施要綱

#### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、本村へのふるさと納税の促進と村内産業の活性化に寄与することを目的として、本村への寄附者に対して特産品を贈呈する宇検村ふるさと納税推進事業（以下「推進事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

#### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 本村に対し、村外在住の個人が 3,000 円以上の寄附を行うことをいう。
- (2) 寄附者 ふるさと納税を行った者をいう。
- (3) 地元事業者 島内に本社または主たる事業（工場等を含む。）を有する法人又は個人をいう。ただし、旅行・体験にかかる返礼品を取り扱う業者、もしくは村長が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 特産品 村内で生産、製造、加工、販売、サービス、体験等が行われている商品または農作物で、本村の宣伝につながるものをいう。
- (5) 返礼品提供事業者 この要綱の規定に基づき事業への登録申請を行い、推進事業の一環として特産品の贈呈を行う地元事業者をいう。

#### (推進事業の内容)

第 3 条 村長は、ふるさと納税を受けたときは寄附者に対し、第 6 条の規定により選定した特産品の中から希望するものを贈呈するものとする。

第 4 条 村長は、返礼品提供事業者を公募するものとする。

- 2 村長は、前項の規定による公募を行うに当たっては、ホームページへの掲載その他村長が適切と認める方法により広く周知を行うものとする。
- 3 返礼品提供事業者の申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する地元事業者とする。

- (1) 特産品が法令に違反していないこと。
- (2) 村税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の構成員でないこと。

(4) 寄附者からの返礼品の問合せ、商品管理、発送、苦情処理等の対応ができること

(5) 個人情報の取扱いについて、関係法令を遵守すること。

4 申請者は宇検村ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、村長に提出するものとする。

（返礼品提供事業者の承認）

第5条 村長は前条第4項の規定による申請があったときは、特産品として適当と認められるかの可否を決定し、宇検村ふるさと納税返礼品提供事業者登録承認（不承認）通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による承認の有効期限は、当該承認を行った日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期限の満了日までに村長による取消しがなく、かつ、返礼品提供事業者から辞退の申出がない場合に限り、当該承認を行った日の属する年度の末日まで有効期限が延長されるものとし、以後も同様とする。

（内容変更の承認等）

第6条 返礼品提供事業者は、承認を受けた内容を変更するときは、本村へその旨を報告し、宇検村ふるさと納税返礼品提供事業者登録内容変更承認申請書（別記様式第3号。以下「内容変更承認申請書」という。）を村長に提出するものとする。ただし、軽微な変更と認められるときは、この限りではない。

2 村長は、前項の規定による内容変更承認申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、宇検村ふるさと納税返礼品提供事業者登録内容承認（不承認）決定通知書（別記様式第4号）により、当該内容変更承認申請書を提出した返礼品提供事業者に通知するものとする。

（返礼品提供事業者登録の辞退）

第7条 返礼品提供事業者は、登録を辞退しようとするときは、速やかに宇検村ふるさと納税返礼品提供事業者登録辞退届出書（別記様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（返礼品提供事業者登録の取消し）

第8条 村長は、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、登録の承認を取り消すことができる。

(1) 第4条第3項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 提出書類に虚偽があったとき。

(3) 村に損害を及ぼす行為があったとき。

(4) その他、この要綱に違反すると認められるとき。

2 村長は、前項各号に規定する事実が認められた時は、宇検村ふるさと納税返礼品提供事業者登録取消通知書（別記様式第6号）により登録事業者へ通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業者が倒産した場合は、村は通知書を送付せず、取消しができるものとする。

（特産品の送付）

第9条 寄附者への送付は、返礼品提供事業者が行うものとする。

（返礼品提供事業者の義務）

第10条 返礼品提供事業者は、特産品の提供にかかる事故または紛争が発生したときは、事故の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

（再委託等の禁止又は制限）

第11条 返礼品提供事業者は、特産品の提供にかかる事務（宅配業務を除く。）を第三者に請け負わせてはならない。ただし、村長が認めた場合は、この限りではない。

（秘密保持）

第12条 返礼品提供事業者は、ふるさと納税推進事業に登録することにより知りえた寄附者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、推進事業以外の目的に使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。登録事業者でなくなった後も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、登録事業者が特産品送付時に同封したパンフレット等により、寄附者から登録事業者への商品の申込み等がなされた場合において、登録事業者が知り得た個人情報の取扱いについては、この限りではない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。